



保護者様へ

学校給食費の手続き

～三島市から市外へ転出するとき～



三島市から市外への転出が決まったら、速やかに以下の学校給食費に係る手続きをしていただきますようお願いいたします。

- 1 「様式第1号 学校給食費等減額申請書」を学校へ提出
 - (1) 記入例（市外転出）を参考に記入し、減額を受けようとする事由欄の「市外転出による給食提供停止」にチェックをつけてください。
 - (2) 減額を受けようとする期間欄は、給食提供を停止する日から年度末の日付を記入してください。
 - (3) 所属している学校へ提出してください。
- 2 三島市教育委員会学校教育課からの通知を確認
 - (1) 三島市学校教育課で減額申請を受理し、学校給食費に係る通知を申請者へ送付します。
 - (2) 学校給食費の金額変更によって、徴収を続ける場合や還付する場合があります。送付された通知をご確認ください。

※学校給食費口座振替停止の手続きは不要です。

学校給食費に関するお問い合わせは【三島市教育委員会 学校教育課】へ。

電話番号 055-983-2688 FAX 番号 055-976-2735

メールアドレス gakukyou@city.mishima.shizuoka.jp